米子市長定例記者会見資料	
令和７年５月２２日	
担当課 （担当者）	住宅政策課 西村
電話（0859）23－5288	

報道機関　各位

準防火地域の空き家に対する解体費用を補助します

このたび、準防火地域における老朽木造空き家に対し、解体費用の補助を開始いたしますので、お知らせします。

１　補助の目的

準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、建物の新築や建替えの際、規模に応じた防火上の構造制限を設けることによって、災害による火災の危険性の低減を図っています。

本地域には古い空き家が密集していることから、本地域に存する倒壊の危険性がある老朽木造空き家に対して解体費用の一部を補助することにより、所有者の解体の後押しを進め、地域の避難安全性、延焼防止性及び防災性のさらなる向上を図ります。

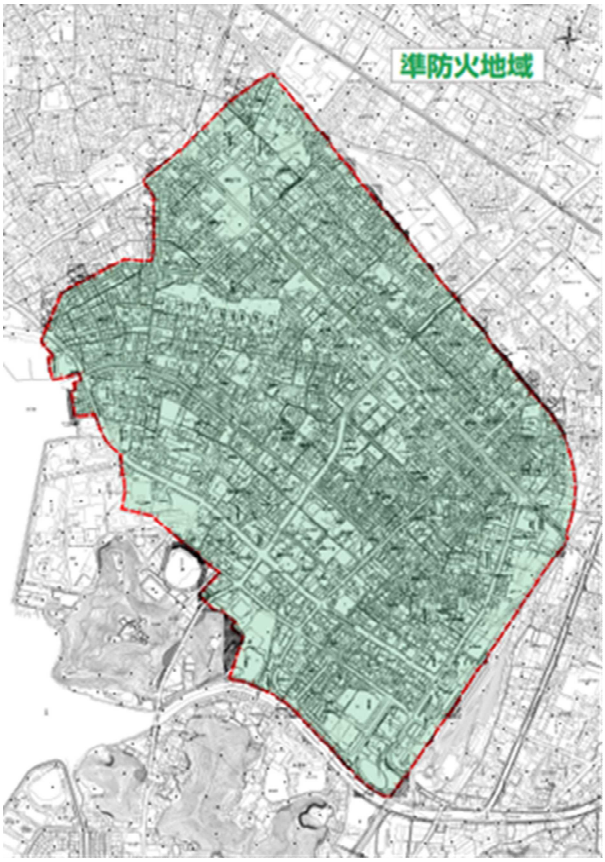

【参考】準防火地域に含まれる地域

■全域が該当

明治町、末広町、大工町、塩町、茶町、日野町、万能町、道笑町１丁目/２丁目、糀町１丁目/２丁目、博労町１丁目、東町、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、中町、加茂町１丁目/２丁目、天神町１丁目/２丁目、西倉吉町、朝日町、尾高町、岩倉町、寺町、立町１丁目/２丁目、灘町１丁目/２丁目、冨士見町、冨士見町１丁目/２丁目、角盤町１丁目/２丁目/３丁目/４丁目、錦町１丁目/２丁目、米原

■一部地域が該当

西町、久米町、内町、立町３丁目/４丁目、錦町３丁目、弥生町、灘町３丁目、米原１丁目

※詳細な場所は米子市地図情報システムにて確認できます。

（https://webgis.alandis.jp/yonago31/conf/conf.html）

裏面に続く

２　補助内容

⑴　名称　米子市老朽木造空き家除却補助金

⑵　要件

①～④全てに該当する　空き家　が対象

①　準防火地域に建物があるもの

②　木造の一戸建て住宅

③　昭和５６年５月３１日以前（旧耐震基準）に建築されたもの

④　一見して倒壊の危険性があると判断できるもの

（例）・建物全体に崩壊や崩落がある、柱が折れている

・屋根や外壁の一部が脱落している

・基礎が玉石、石積み、ブロック、レンガ等である　　など

⑶　補助対象者　空き家の所有者

⑷　補助額　対象経費の２３％（上限４０万円）

⑸　補助件数　１０件

⑹　補助開始日　令和７年５月２６日（月）

３　「空き家・空き地対策強化月間」について

５月２６日（月）から１か月間を「空き家・空き地対策強化月間」とし、重点的に空き家の巡回や、特定空家等・管理不全空家等の認定などを行います。

⑴　期間

令和７年５月２６日（月）～６月２５日（水）

⑵　取組内容

・職員による空き家の巡回、特定空家等及び管理不全空家等の認定の重点的な実施

・協定を結ぶ不動産関係団体との空き家流通促進に関する情報提供の強化

・老朽木造空き家除却補助金の相談受付を新たに開始

⑶　取材について

市職員による空家の巡回等の様子を取材いただけます。

・日時　令和７年５月２６日（月）午前１１時（概ね１時間程度）

・場所　糀町庁舎駐車場集合～道笑町周辺（現地解散）

・内容　空き家の巡回の様子、解決案件等の紹介など

※近隣の方の映り込みなどに注意してください。

※荒天等により中止する場合は、前日に一斉メールでお知らせします。

⑷　補足（空き家の将来を考える日）

２０１５年（平成２７）５月２６日、日本で初めての空き家に関する法律「空家等対策に関する特別措置法」が全面施行されました。この日は『空き家の将来を考える日』として一般社団法人日本記念日協会に認定されており、本年は法が全面施行されてから 10 年の節目となっています。

４　問い合わせ先

住宅政策課　空き家・空き地対策室　片山・矢飼

電話番号　（０８５９）２３―５２８８